



RIETI Discussion Paper Series 15-J-034

専業主婦世帯の貧困：その実態と要因

周 燕飛

労働政策研究・研修機構



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

専業主婦世帯の貧困：その実態と要因^{*}

周 燕飛

(独立行政法人 労働政策研究・研修機構)

要 旨

貧困ながらも専業主婦でいる子育て女性は、全国で50万人以上と推計される。では、なぜ夫の収入が貧困線以下にもかかわらず、妻が専業主婦でいる者がこれほど多いのか。回帰分析の結果、貧困専業主婦でいるのは、本人が直面している市場賃金が低く、子どもの年齢が低いため留保賃金（または家庭での時間的価値）が相対的に高いことに起因するものである。一方、保育所の不足などの外部要因も一因となっていることがわかった。

調査では、約9割の貧困専業主婦は遅かれ早かれ働きたいと考えており、こうした働く意欲のある女性が働けるようにその就業障壁の除去がいま求められている。低収入家庭の妻の就業行動は、自分の市場賃金、保育所の不足状況および親による世話的援助の有無により敏感に反応していることから、無料職業訓練の提供、専門資格取得への支援、保育所への優先的入所、親との同居または近居を支援する政策は、彼女たちの就労促進につながるであろう。

キーワード： 専業主婦、貧困、家事生産性、留保賃金

JEL classification: J22, J17, I32

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

^{*}本稿は、独立行政法人経済産業研究所におけるプロジェクト「少子高齢化における家庭および家庭を取り巻く社会に関する経済分析」の成果の一部である。また、本稿を作成するにあたって、山口浩一郎氏、伊岐典子氏、浅尾裕氏、池田心豪氏、大石亜希子氏、阿部彩氏、馬欣欣氏、坂口尚文氏、山地あつ子氏、高橋康二氏、佐々木勝氏、藤田昌久氏、森川正之氏、深尾光洋氏、殷亭氏、村永祐司氏、JILPT 所内研究会ならびに経済産業研究所ディスカッション・ペーパー検討会の方々より大変有益なコメントをいただいた。

1 はじめに

専業主婦は、かつて裕福さの象徴と言われた。つまり、夫は一流の企業に勤めるサラリーマンで、十分な収入があるために、妻が経済的な理由で働く必要はないというイメージが一般的であった。しかしながら、1990年代後半以降、正社員で高収入の夫を持つ妻であっても、専業主婦を選択する傾向は弱まってきていることが、多くの実証研究によって確認されている（大竹 2001、小原 2001）。高学歴・高収入同士の結婚が増えている一方、低学歴・低収入同士の結婚も増えており、欧米でのいわゆる同類婚（Assortative mating）の傾向が日本でも確認されるようになってきた（Raymo and Iwasawa 2005、橘木・迫田 2013）。「夫の収入が高ければ妻は専業主婦になる」というダグラス・有沢法則は弱まり、夫の収入が高くても妻が働くとの傾向が強まっている。

専業主婦が裕福さの象徴といえなくなっていることは、総務省統計局「家計調査」の結果からも確認できる。直近（2013年度）の家計調査によれば、夫のみ有業の専業主婦世帯の平均実収入は、夫婦共働き世帯より2割も低く、標準的な子育て世帯（夫婦と子2人）に限ってみても、専業主婦世帯の平均実収入の方が10%以上低い。また、こうした専業主婦世帯と共働き世帯の経済格差は、最近起きたことではなく、2000年度の統計からすでに確認できる¹。

いったいなぜ専業主婦世帯の平均収入は、共働き世帯より、これほど低くなったのだろうか。一つの仮説は、専業主婦層の中に、収入の二極化現象が起きているというものである。すなわち、旧来型の裕福な専業主婦は依然として存在しているものの、「夫の収入が少ないのに働けずにいる専業主婦」、いわゆる貧困層の専業主婦が大量に増加してきている可能性がある。残念ながら、総務省の「家計調査」や「国勢調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査」等を含むこれまでの主要な公式統計では、専業主婦世帯の収入分布に関する情報が公表されておらず、貧困専業主婦世帯の規模を量的に把握することが困難であった。

こうした中、独立行政法人 労働政策研究・研修機構（JILPT）は、2011年11月に「子どもがいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2011」（略称：子育て世帯全国調査）を実施し、貧困専業主婦世帯の推定人数やその生活状況の公表を、わが国で初めて行った（JILPT2012）。JILPTの調査結果によると、専業主婦世帯の12.4%が、貧困線以下の収入で暮らしており、貧困層の専業主婦世帯の総数は55.6万世帯にも上ると推計されている。この結果は、貧困層の専業主婦世帯が無視できないほどの規模で存在することを世に知らしめ、多くのメディアの耳目を集めた²。

しかし、JILPT(2012)では、専業主婦世帯の貧困率等単純集計の結果のみが掲載されており、貧困専業主婦がなぜ大量に生まれたのかについての統計的分析が行われていなかった。また、貧困率を計算する際に用いられる収入値を、OECD基準の等価可処分所得ではなく、等価税

¹ 詳細な議論については、第2節を参照されたい。

² JILPT 調査の速報結果は、NHK ニュース(2012/4/13)、日本経済新聞(2012/3/28)、毎日新聞 (2012/5/25) 等主要メディアに取り上げられた。

込所得で計算していたため³、厚生労働省等が公表している貧困率指標と直接比較が困難であるという問題があった。

そこで本稿は、この JILPT(2012)の個票データを用いて、OECD 基準の可処分所得ベースでの貧困率を再集計し、貧困専業主婦の規模、その生活実態、および貧困専業主婦が大量に生まれる要因についても詳細な統計的分析を行った。

労働経済学の理論によれば、個人の就業選択は、働くことで得られる市場賃金⁴と、家庭での時間的価値の大小によって決められる。市場賃金と家庭での時間的価値が等しい水準は、仕事を受諾してもよいと考える分岐点の賃金（留保賃金）である。仮に市場賃金が本人の留保賃金よりも低い場合、就業しないことが選択される。逆に市場賃金が留保賃金を上回っている場合、就業が選択される。

したがって、夫の収入が少ないのに働きに出ないという専業主婦の行動は、直面している市場賃金の低さと留保賃金（または家庭での時間的価値）の高さに原因が求められることになる。まず、貧困専業主婦は、低学歴、資格や技能の欠如、職業経験の不足等によって、低い市場賃金に直面している可能性が高い。また、貧困専業主婦は、相対的に留保賃金が高いのかもしれない。一般的に、妻の留保賃金は夫の収入に大きく影響されるが、貧困専業主婦の場合、夫の収入はすでに貧困線以下である。しかしながら、子ども数の多さや子どもの年齢が低いことが、収入水準から想定されるよりも留保賃金を高めている可能性がある。つまり、子ども数の多い家庭や乳幼児のいる家庭では、育児や家事労働の時間当たり価値が高くなるため、妻の留保賃金も相対的に高くなると考えられる。

一方、貧困専業主婦になる理由として、市場賃金の低さと留保賃金の高さ以外にも、いくつかの外部要因が考えられる。例えば、保育所不足による貧困専業主婦化である。保育所の待機児童が多い地域に住んでおり、働いている間の子どもを保育に預けられないため、やむなく専業主婦を続けている可能性がある。また、働きたいのに適当な仕事が見つからない、いわゆる「雇用ミスマッチ」による貧困専業主婦化も想定される。これらは、本人の選択以外の不本意な外部要因と言える。

そこで本稿では、貧困でありながら専業主婦を選択する要因を、「①市場賃金が高いこと」、「②子どもが幼いため、留保賃金（家庭での時間的価値）が高いこと」および「③保育所の不足、雇用ミスマッチ等外部制約を受けていること」に分類し、以下、どのような要因が影響しているのか統計的検証を行うことにする。

³ JILPT 調査では、税込所得の未回答が全サンプルの 2 割程度と比較的少ないが、可処分所得（税込所得から税金と社会保険料を引いた数値）の未回答が全体の約 5 割に及んでいる。サンプルの代表性への配慮から、JILPT(2012)は、可処分所得ではなく、税込所得ベースでの貧困率を公表していると思われる。

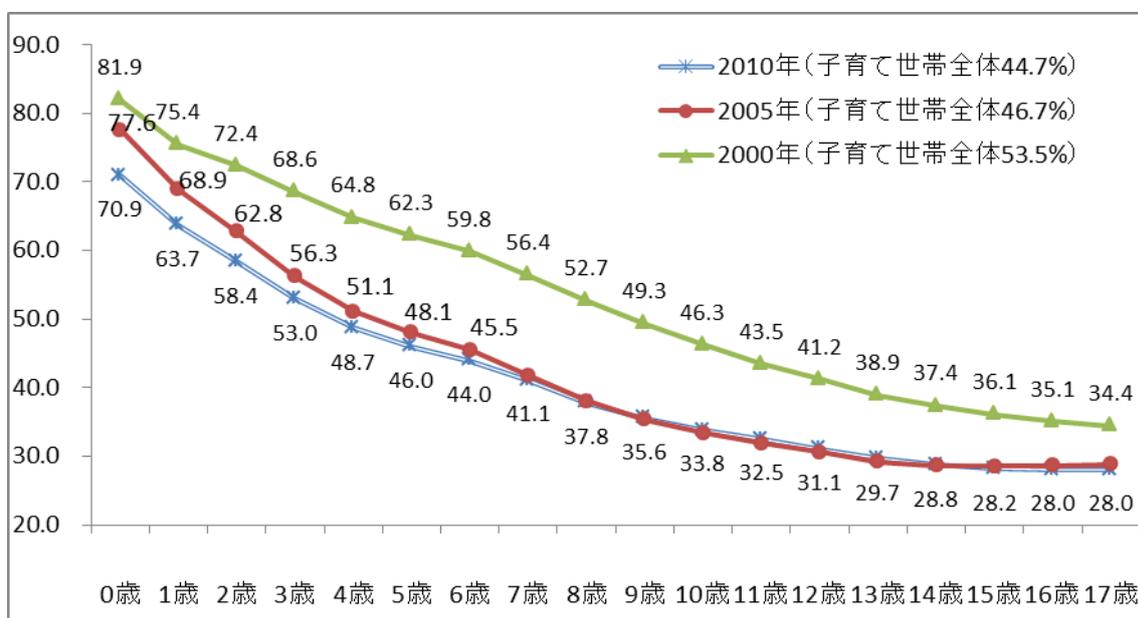
⁴専業主婦の場合、本人が就業していないので、実際の市場賃金が観察されない。しかし、本人の学歴、社会経験年数、年齢、正社員経験の有無、専門資格の有無等の属性から、かりに働いた場合に、どのくらいの賃金がもらえるかを予測することは可能である。本稿ではこうした潜在的賃金を専業主婦の「市場賃金」と呼んでいる（以下同）。

2 研究の背景

(1) 専業主婦世帯の減少

「専業主婦」とは、仕事をせず家事に専念している女性のことである。専業主婦世帯は、戦後の高度経済成長期を経て、昭和期の日本では代表的な家庭形態となっていた。夫が外で仕事をし、妻は家事をこなし、夫を助け子どもを育てる。多くの日本人女性にとって専業主婦は理想像でもあった。しかしながら、長い間の慣行であったにもかかわらず、専業主婦世帯は、いつしかその主流の座を退くことになった。1955年には、専業主婦の世帯が全体の74.9%を占めていたが、1980年代以降その割合は徐々に低下し、1997年には夫婦ともに雇用の共働き世帯数が、専業主婦世帯数を初めて上回った（総務省統計局「労働力調査」）。

図1 末子の年齢別専業主婦世帯の割合(%)



出所：総務省統計局『国勢調査』（各年）により筆者が作成。

注：集計対象となっているのは、18歳未満の子どものいるふたり親世帯。

子育て中の主婦に限ってみても同様な傾向が窺える。2005年の国勢調査では、18歳未満の子どもを育てているふたり親世帯に占める専業主婦世帯比率が初めて50%を下回った。最新の国勢調査(2010年)によると、18歳未満の子どもを育てているふたり親世帯に占める専業主婦世帯の割合は44.7%までに低下しており、5年前より2ポイント、10年前より8.8ポイントも低下している(図1)。

こうした変化が特に顕著に表れているのは、2000年から2005年までの5年間である。図1を見ると、その5年の間に、乳幼児除き、子どもの年齢にかかわらず専業主婦の労働力化が大幅に進んだことがわかる。とりわけ、専業主婦世帯の割合は、末子年齢3~5歳の家庭(同12~14ポイント減)および小学校低学年の家庭(同14~15ポイント減)において、大幅に低下している。一方、2005年から2010年までの5年間においては、小学生以上の家庭では

専業主婦比率に大きな変化がみられないものの、末子年齢が乳幼児（0～5歳）の家庭における専業主婦比率の低下が顕著である。

主婦の労働力化を押し進める要因はさまざまである。まず、主婦を労働市場へと押し出すプッシュ（Push）要因として、(a) 日本経済の長期不況とデフレにより、夫の収入が減少し不安定化していく中、妻の就業によって世帯収入の急減をリスクヘッジする家庭が増えていること、(b) 2000年に公的介護保険制度が導入されたことにより、家族の介護負担が減ったこと、などが考えられる。

そして、主婦を労働市場へと引きこむプル（Pull）要因として、(a) 少子高齢化で労働力不足がますます深刻化する中で、専業主婦の活用に乗り出す企業が増え、子育てしながらでも無理なく働ける職場が増えていること、(b) 育児休業制度、子どもの看護休暇制度等の育児支援制度が充実し、出産しても仕事を辞めずに働き続けるための雇用環境が整備されつつあること（池田 2010）等が挙げられる。

(2) 裕福さのシンボルではなくなった専業主婦の存在

専業主婦世帯が減少する中、専業主婦層の中身も大きく変化してきた。総務省統計局「家計調査 2013」によると、専業主婦世帯の平均実収入（年間）は 588.7 万円、平均可処分所得は 472.1 万円となっており、夫婦共働き世帯に比べてそれぞれ 17.9%、19.4%低いことが分かる（表 1）。標準的な 4人世帯（夫婦と子 2人）に限ってみても、専業主婦世帯と共働き世帯との収入格差は 10%以上も存在している。このような傾向は、「家計調査 2000」でも同様に確認できる。

表 1 妻の就業状態・世帯類型別の収入状況（2000、2013年）

	実収入(万円/年)			可処分所得(万円/年)		
	全体	3人世帯 (夫婦と未婚子1人)	4人世帯 (夫婦と未婚子2人)	全体	3人世帯 (夫婦と未婚子1人)	4人世帯 (夫婦と未婚子2人)
<u>2000年</u>						
①専業主婦世帯	620.3	588.6	650.2	522.3	493.5	548.7
②夫婦共働き世帯	756.5	765.9	769.3	639.0	646.0	651.8
格差(①-②)	-18.0%	-23.2%	-15.5%	-18.3%	-23.6%	-15.8%
<u>2013年</u>						
①専業主婦世帯	588.7	581.0	640.8	472.1	467.1	511.4
②夫婦共働き世帯	717.1	710.8	716.5	585.7	580.2	587.9
格差(①-②)	-17.9%	-18.3%	-10.6%	-19.4%	-19.5%	-13.0%

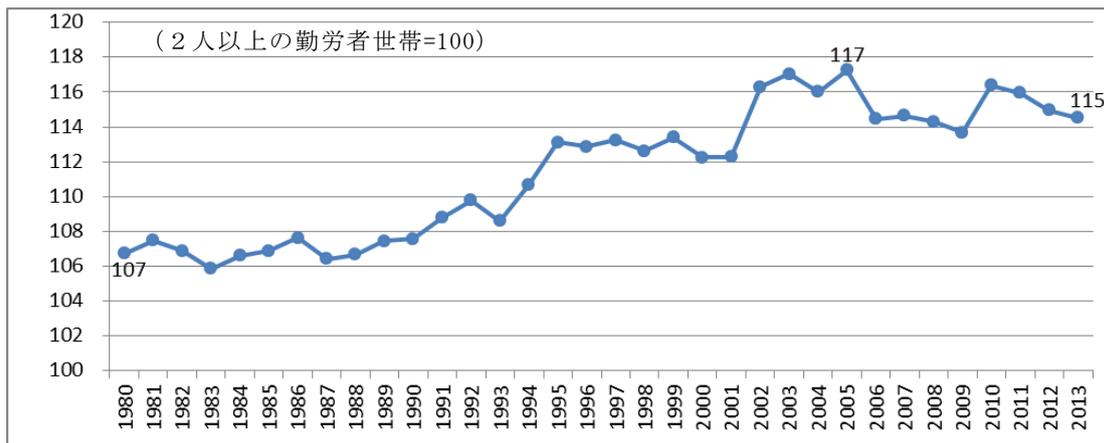
出所：総務省統計局「家計調査 2013」第 3-11 表より筆者が作成。

注：有業者が夫婦のみの勤労者世帯（子どものいない世帯を含む）について集計結果である。収入値は、月額平均値から換算されたものである。

専業主婦世帯と共働き世帯の収入格差は、どの時点から広がったのであろうか。「家計調査」

における共働き世帯の可処分所得（2人以上の勤労者世帯=100）の推移をみると、そのヒントが得られる。1980年代まで、共働き世帯と勤労者世帯全体の所得比は、106～108の狭いレンジで動いていたものの、1990年代以降その所得比は急激に拡大し、もっとも高い時期（2003-2005年）では117までに上昇している（図2）。専業主婦世帯と共働き世帯との収入格差は、おそらく1990年代から徐々に上昇した結果、現在の水準までに達したと考えられる。

図2 夫婦共働き世帯の可処分所得（1980-2013年）



出所：総務省統計局「家計調査」より筆者が作成。データの制約より、専業主婦世帯との比較ができない。
注：「夫婦共働き世帯」は有業者が夫婦のみ（子どものいない世帯を含む）の世帯について集計結果である。

3 モデルと研究仮説

次に、夫の収入が貧困線以下にまで落ち込んでいるにもかかわらず、妻は専業主婦でいる要因について詳しくみてゆこう。

(1) 理論モデル

妻が働くか働かないかの選択は、大まかに言えば、市場賃金と家庭での時間的価値の大小によって決められる。「市場賃金 \geq 家庭での時間的価値」という条件が満たされれば、妻は就業を選択する。

今、妻の効用を U として、本人または家族における食料や衣服、家電、住宅等の消費財(C)と子どもとのふれ合い時間や本人の余暇時間(L)の多さに左右されるものとする。妻は、以下の2つの制約条件の元に、効用を最大化する⁵。

制約条件1：トータルの支配可能な時間(H)は一定であること

健康を維持するために必要な睡眠や休憩時間を除くと、育児期の妻が1日平均で支配可能な時間は、最大で18時間程度と考えられる。妻はその中で、就業時間(h_m)、育児を含む家事時間(h_d)と余暇時間(L)の組み合わせを決めなければならない(第(1)式)。

⁵ 本節の説明は Cahuc and Zylberberg (2001)を参考にした。

$$H=h_m+h_d+L \quad (1)$$

制約条件 2：消費財消費 (C) は機会費用を伴うこと

消費財 (C) は、市場から購入するもの (C_m) と家庭内で生産されるもの (C_d) の 2 種類がある (第 (2) 式)。特定の消費財 (例えば炊飯、掃除、子どもの保育等) について、妻はそれを市場から購入するか、家庭内で生産するかを決めることができる。ただし、市場から購入する場合には、お金がかかる。そのお金は、妻の就業収入 (市場賃金 w) と夫の収入 (R) の範囲内で賄う必要がある (第 (3) 式)。

仮に妻が全ての時間を就業に使う場合、家計が得られる最大収入 (潜在収入) は wH+R となる (第 (4) 式)。一方、家庭内で生産される場合は、妻の時間が費やされる。C_d の総量は、妻の家事時間を主な投入量とする生産関数によって決められる。家事生産性の高い妻は、比較的短い時間で多くの消費財を作ることができる。また、妻の家事生産は、限界生産力逓減の法則に従う⁶ (第 (5) 式)。

$$C=C_m+C_d \quad (2)$$

$$\text{ただし、} \quad C_m \leq wh_m + R \quad (3)$$

$$\text{(妻が全ての時間を就業に使う場合の潜在収入)} \quad R_0 = wH + R \quad (4)$$

$$C_d = f(h_d) \quad \text{with} \quad f'(h_d) > 0 \quad f''(h_d) < 0 \quad (5)$$

以上の 2 つの制約条件を総合すると、妻が直面している予算制約は第 (6) 式のようになる⁷。つまり、妻が支配可能なマキシマムな収入 (右側) は、潜在収入 R₀ と家事生産活動の利潤分 (余剰) の総和になる。その予算制約を受けて、妻は効用が最大となるよう、消費 (C)、余暇時間 (L) と家事生産時間 (h_d) の組み合わせを決める。

$$\begin{aligned} & \text{Max } U(C, L) \\ & \{C, L, h_d\} \\ \text{s.t.} \quad & C + wL \leq f(h_d) - wh_d + R_0 \end{aligned} \quad (6)$$

なお、効用最大化となるような C* = C_m + f(h*_d) と L* の解は第 (7) 式の通りとなる。

$$\frac{U_L(C^*, L^*)}{U_C(C^*, L^*)} = w = f'(h^*_d) \quad (7)$$

$$\text{And } C^* + wL^* = f(h^*_d) - wh^*_d + R_0$$

⁶つまり、最初のうちは妻が家事時間を増やせば、消費財の生産量はかなり増えるが、ある程度の時間数に達すると、あまり増えなくなり、家事時間数が多くなりすぎると、生産量はほとんど増えなくなる。

⁷ (3) 式に、第 (1) 式、第 (2) 式、第 (4) 式と第 (5) 式を代入すると、第 (6) 式が得られる。すなわち、 $C - f(h_d) \leq wh_m + (R_0 - w(L + h_m + h_d))$ を整理して、 $C + wL \leq [f(h_d) - wh_d] + R_0$ となる。

つまり、妻にとっても最適な家事時間数は、予算制約内において、家事（育児を含む）の限界生産性が市場賃金と等しくなるところで均衡している（第7式）。就業しないというのは、家事・育児の限界生産性が市場賃金を上回っている（「家事・育児の比較優位」）からか、夫の収入 R が十分に高く妻無業（ $wH=0$ ）でも（その場合、 $R_0=R$ ）、家計の消費をまかなえるからである。

（2）実証モデル

第（7）式から、次の実証モデルが導かれる。

$$Prob(Work=1)=g(w, \quad f(h_d), \quad H, \quad R) \quad (8)$$

+ - + -

つまり、妻が就業する確率は、妻の市場賃金 w 、家事生産性 f 、支配可能な時間数 H および夫の収入 R の関数である。それぞれの要因について理論から予想される符号条件を、妻の就業確率を押し上げる場合には「+」、引き下げる要因については「-」として第（8）式の下部に示している。「有業」の裏返しは「無業」であるので、貧困なのに無業（専業主婦）であることの決定要因も第（8）式の推定結果から読み取ることができる。

（3）推定に用いる変数

推定に用いる主要な変数は以下の通りである。

①妻の市場賃金 w の代理変数

- (1) 最終学歴
- (2) 社会経験年数（最終学校を卒業してから直近の仕事までの年数）
- (3) 年齢
- (4) 初職正社員（最終学校を卒業して最初についた仕事が正社員かどうか）
- (5) 専門資格の保有有無
- (6) 健康不良（1 = 健康状態の主観的評価が「良くない」または「あまり良くない」）
- (7) うつ傾向の有無

臨床心理学のCES-Dうつ感情自己評価尺度において、最近の1週間で「励ましてもらっても気分が晴れない」、「物事に集中できない」、「何をするのも面倒だ」等7項目⁸について、「ほとんどない」（得点0）、「1～2日」（得点1）、「3～4日」（得点2）、または「5日以上」（得点3）のどれになるかをたずね、その合計得点をメンタルヘルスの指標とする。合計得点が10以上の場合は「うつ傾向」と判定される⁹。

⁸項目6「生活を楽しんでいる」のみは、逆の方向で配点されている。

⁹7項目CES-D尺度について、「うつ傾向」と判定されるための臨界値が、先行研究によって明確的に示されていない。ここでは得点10（得点率47.6%）を臨界値として、やや厳しく設定している。通常の20項目CES-D尺度（得点範囲0～60）の場合、得点16（得点率26.7%）以上を持って「うつ傾向」と判定される。

②妻の家事生産性 f の代理変数

(1) 末子の年齢

保育料は子どもの年齢によって大きく異なる。例えば、認可保育所を利用する場合、「3歳未満児」の保育料は「3歳以上児」の約2倍程度の水準に設定されている自治体が多い。そのため、乳幼児（とくに3歳未満児）のいる家庭においては、自宅保育の金銭的価値が高く、妻の家事生産性が高いとみなすことが可能である。

(2) 子どもの数

子ども数の多い家庭では、妻が同時に数人の子どもの世話をすることが可能となるため、妻の時間当たりの金銭的価値（保育料、ベビーシッター代等に換算）が高く、その家事生産性も高いと考えられる。

③支配可能な時間数 H の代理変数¹⁰

親から世話的援助の有無（1=月2回以上の子どもの世話あり、0=その他）

親から世話的援助を受けている場合、妻にとって支配可能な時間数が多くなると思われる。

④ 夫の収入 R

調査前年（2010）における夫の税込年収（世帯総収入から妻の就業収入を引いたもの¹¹）ただし、帰属家賃も収入として考えられるため、持家の居住有無をその代理指標として説明変数に加えている。

そのほか、第(8)式には含まれていないが、冒頭の第1節で説明したように、不本意の無業状態を招く恐れのある居住地の保育所の不足を表す変数も説明変数として加える。

⑤ 居住地の保育所不足状況

(1) 居住市区町村の待機児童数¹²

(1=100人未満、2=100~200人未満、3=200~400人未満、4=400人以上)

待機児童の多い市区町村に住んでいる場合、保育サービスが利用できない可能性が高まるため、妻の就業確率が低くなると予想される。

(2) 居住市区町村の人口規模

人口規模の大きい地域ほど、待機児童数が多くなる傾向にある。また、橋本・宮川(2008)によれば、大都市において妻の就業確率が低くなるため、外部要因の変数とした。

¹⁰妻の「1日あたり平均睡眠時間数」を H の代理変数とすることも考えられるが、睡眠時間数が就業の有無と同時決定的な関係にあるため、 H を推定式から除外することにした。

¹¹分析に用いる調査では、夫の税込年収を直接質問しておらず、ここでの「夫の収入」は、厳格な意味では、「妻の収入を除く世帯収入」であるが、85%の推定対象世帯は、夫婦の収入以外の所得（除く児童手当）を持っていないと回答しており、また約9割の世帯は夫婦の収入が最も主要な収入源と回答しており、「妻の収入を除く世帯収入」を「夫の収入」の近似値とみなすことは妥当であると判断した。

¹²保育所不足状況を表す変数として、待機児童数より「待機率」（待機児童数/入所児童数）が望ましい。本研究は、データの制約により待機率を用いることができなかったが、説明変数に居住地の人口規模ダミーを入れることでこの問題に対応している。

4 データ

分析に用いるデータは、「JILPT 子育て世帯全国調査 2011」の個票データである。原則として、2011年11月1日（調査基準日）時点の状況を回答してもらった。

調査対象となったのは、18歳未満の子どもを育てている全国4,000世帯（ふたり親世帯とひとり親世帯2,000世帯ずつ）である。調査対象世帯（標本）が、層化二段無作為抽出法によって選ばれ、専門の調査員が戸別訪問して調査票の配付と回収を行った（訪問留置き法）。また、調査票の回答者は、原則として、母親（妻）となるよう調査員が口頭で依頼した。

実際に回収された有効標本数は2,218票（有効回収率55.5%）である。そのうち、ふたり親世帯の有効標本数は、1,435票である。本研究は、ふたり親世帯票のうち、父親回答の79票を除いた1,356世帯分の個票データを分析対象としている。なお、調査の方法および結果の詳細についてはJILPT(2012)を参照されたい。

5 記述統計

（1）専業主婦世帯の収入分布と貧困率

「JILPT 子育て世帯全国調査 2011」によると、専業主婦世帯の平均年収は617.8万円となっている。妻が「パート・アルバイト」として働くパート主婦世帯と比べると、専業主婦世帯の平均年収は、60万円ほど高くなっている。しかし、その内部の年収分布をみると、年収800万円以上の高所得層が全体の2割程度を占めている一方、年収300万円未満の低所得層も1割弱ほど存在するなど、収入の二極化が見られる（図3）。

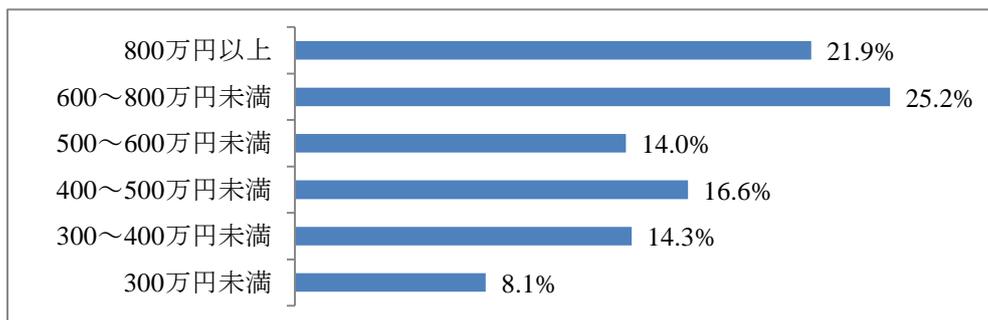
では、貧困線以下の収入で暮らしている専業主婦世帯はどのくらいであろうか。日本では、厚生労働省はOECDの基準に基づき、「国民生活基礎調査」から3年ごとに貧困線と貧困率を公表している。JILPT「子育て世帯全国調査 2011」の直前にあたる2009年に公表されている等価可処分所得¹³の中央値の50%の額に当たる貧困線は、125万円（名目値）となっている。この等価可処分所得ベースの貧困線を用いれば、ふたり親世帯全体の貧困率は11.4%、専業主婦世帯の貧困率は12.1%である（表2）。すなわち、OECD基準の貧困率に従って再集計すると、日本の貧困専業主婦世帯の総数は、推定で54.3万世帯¹⁴である。これは、JILPT(2012)が公表した税込ベースでの貧困専業主婦世帯数(55.6万)と非常に近い値である。

また、専業主婦世帯の貧困率は、有業主婦世帯1.2ポイント高く、妻が「正社員」の世帯より3.3ポイント高い。貧困率という指標からみても、専業主婦は、裕福さのシンボルではなくなっていることが分かる。

¹³等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金、社会保険料などを除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得である。

¹⁴2010年国勢調査によると、18歳未満の子どものいる世帯（1,003万世帯）のうち、44.7%が専業主婦世帯である。上記の数値から貧困専業主婦世帯の総数（=1,003万×44.7%×12.1%）が推定されている。

図3 専業主婦世帯(N=421)の税込年収の分布(%)



出所：「JILPT 子育て世帯全国調査 2011」により筆者が作成。

表2 妻の就業形態別平均世帯年収と貧困率

	税込所得 (万円/年)	可処分所得 (万円/年)	相対的貧困率 (可処分所得ベース)	相対的貧困率 (税込所得ベース)
全体	626.0	532.2	11.4%	10.4%
専業主婦	617.8	519.2	12.1%	12.5%
有業主婦	631.1	540.2	10.9%	9.0%
就業形態＝正社員	797.7	672.6	8.1%	4.4%
就業形態＝パート・アルバイト	552.2	460.9	11.9%	8.9%
就業形態＝その他	572.4	488.2	13.7%	16.0%
標本サイズ(全体)	1,099	635	625	1,079

出所：JILPT「子育て世帯全国調査 2011」により筆者が作成。

注：(1)可処分所得についての統計値は、無回答または異常値（可処分所得が税込所得の半分未満または負の値）の世帯を集計対象外としたものである。

(2)税込所得ベースでの貧困線は 148.5 万円¹⁵、可処分所得ベースの貧困線は 125.0 万円である。

(2) 貧困専業主婦世帯の生活困窮度

世帯収入が貧困線以下である場合、専業主婦は自分の暮らしぶりをどのように感じているのであろうか。

表3をみると、「暮らし向きが大変苦しい」と回答した貧困層の専業主婦の割合は、15-21%と意外と少ない。そのほか、「必要な食料を買えないことがよくあった」、「必要な衣料を買えないことがよくあった」と回答した者も、7-12%程度とそれほど多くはない。

しかし、貧困専業主婦世帯の半分弱（43-54%）が「子どもの学習塾」を「負担できない」と回答している。「負担するのは厳しい」と答えた者と合わせると、貧困専業主婦世帯の約4分の3は、子どもの学習塾を負担するのが難しいと感じているようである。一方、世帯収入が中位所得以上の「ゆとり層」専業主婦において、学習塾を「負担できない」と回答した割合は、全体の5-6%に過ぎない。

¹⁵税込所得ベースの貧困線は、厚生労働省「平成22(2010)年国民生活基礎調査」の公表値（児童のいる世帯の中位所得607万円、平均世帯人員数4.18人）を用いて、貧困線の定義（ $PL=607/(2 \times \sqrt{4.2})$ ）に従い算出されている。

表3 専業主婦世帯の生活困窮度（貧困層 vs. ゆとり層）

	貧困層		ゆとり層	
	等価可処分所得 <125万円	等価税込所得 <148.5万円	等価可処分所得≥ 250万円	等価税込所得≥ 297万円
暮らし向きが大変苦しい	20.7%	15.4%	2.0%	5.9%
必要な食料を買えないことがよくあった	6.9%	11.5%	0.0%	0.0%
必要な衣料を買えないことがよくあった	6.9%	11.5%	1.0%	0.5%
子どもの学習塾が負担できない	53.6%	43.1%	6.1%	4.9%
子どもの習い事が負担できない	20.7%	17.3%	1.0%	0.5%
標本サイズ	29	52	99	186

出所：JILPT「子育て世帯全国調査2011」により筆者が作成。

2009年に(株)ベネッセコーポレーションが行った「第2回子ども生活実態調査」によると、小学生（4～6年）の23.1%、中学生の45.9%、高校生（1～2年）の19.4%が学習塾に通っている。必ずしも全員が子どもを学習塾に通わせているわけではないが、貧困専業主婦世帯の中には、子どもにその希望とニーズがあるにもかかわらず、経済的な理由で子どもを通塾させられない家庭がかなり多いものと判断される。

このように、専業主婦世帯の貧困は、食料や衣料等生活必需品の不満というよりも、「子どもの学習塾」など教育投資の不足として表れやすいようである。学習塾に通う子どもと通わない子どもとの学力差、およびそれが子どもの将来年収に少なからず影響を与えていることが懸念される。

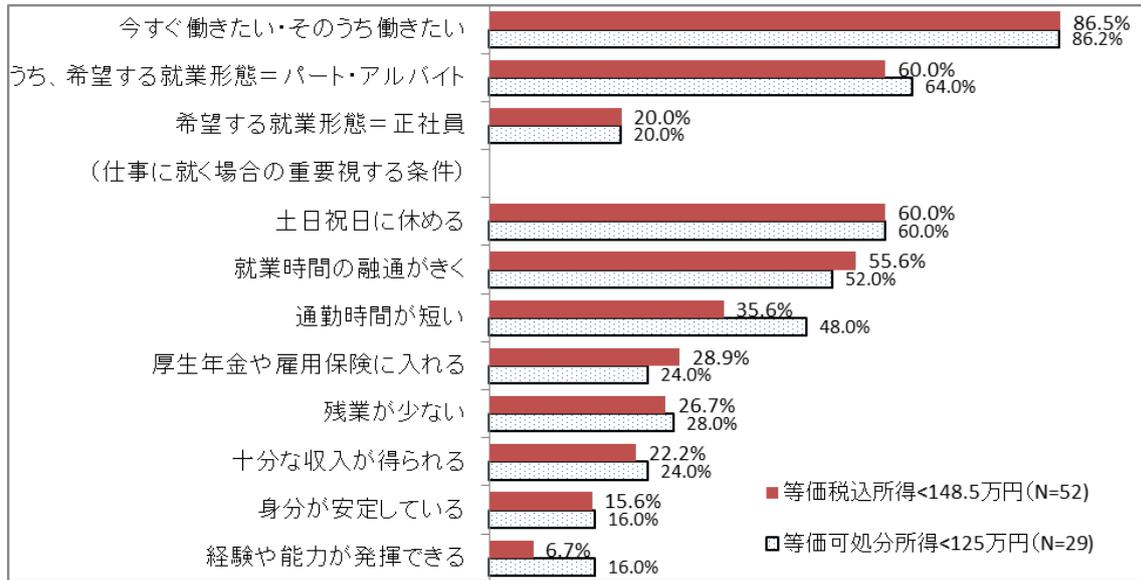
（3）望まれている働き方

今後の働く希望について、貧困層の専業主婦のうち、86%は「今すぐに働きたい」（17.2%）、または「そのうち働きたい」（69.0%）と回答している¹⁶。

働くことを希望している貧困専業主婦のうち、6割がパート・アルバイト希望、2割が正社員希望である。また、仕事につく場合、「土・日・祝日に休める」、「就業時間の融通がきく」、「通勤時間が短い」、「残業が少ない」など、労働時間に関係する就業条件がもっとも重要視されていることが分かる（図4）。一方、収入、仕事の安定性、経験や能力の発揮など通常の労働者が重視する要素の優先順位は低い。つまり、就業を希望している貧困層専業主婦の大半は、就業時間の自由が利くパート的な仕事を求めていることが分かる。

¹⁶ そのほか、「働きたいと思わない」または「働くことができない」と回答した者は、全体の14%を占めている。

図4 働く意欲および仕事に就く場合の重要視する条件



出所：JILPT「子育て世帯全国調査 2011」により筆者が作成。

注：パーセンテージを引用する際に、標本サイズが小さいことに留意されたい。仕事に就く場合の重要視する条件は、3つまでの複数回答である。

(4) 貧困専業主婦でいる理由—主観的認識

正社員就業を希望する場合、一定以上の学歴や社会経験、正社員経験、専門資格がないと採用されないケースが少なくないが、パートの仕事であれば、大抵の場合、これらの要件は問われない。それでは、なぜパート就業を希望している貧困層の専業主婦は、無職のままにいるのだろうか。

表4 貧困層の専業主婦世帯の妻が働いていない主な理由 (N=62)

	等価可処分所得<125万円	等価税込所得<148.5万円
子どもの保育の手だてがない	62.1%	51.9%
(うち、6歳未満児童のいる世帯に限定した場合)	76.5%	75.0%
時間について条件の合う仕事がない	41.4%	30.8%
家族の介護をしなければならない	6.9%	5.8%
自分の年齢に合う仕事がない	6.9%	7.7%
収入について条件の合う仕事がない	3.5%	7.7%
知識・経験を生かせる仕事がない	—	1.9%
家庭内の問題を抱えている	—	9.6%
標本サイズ	29	52

出所：JILPT「子育て世帯全国調査 2011」により筆者が作成。

注：複数回答（主なもの2つまで）である。

貧困層の専業主婦に対し、働いていない主な理由をたずねたところ、過半数の者（51.9—

62.1%) が「子どもの保育の手だてがない」ことを挙げている。なお、「子どもの保育の手だてがない」という理由について、2通りの可能性がある。1つは、子どもを認可保育所に入れて働きたいものの、待機児童が多いため、入れてもらえなかったケースである。このようなケースは、待機児童の多い都市部では多く見受けられる。もう1つは、妻が保育所の利用を考えておらず、子どもが3歳までは自宅保育、3～5歳までは幼稚園という伝統的な子育てコースを選んだケースである。こうしたケースでは、「子どもの保育の手だてがない」と保育所不足との間には、直接的な結びつきがない¹⁷。

その他、3-4割程度の者が「時間について条件の合う仕事がない」ことを主な理由としている。「自分の年齢に合う仕事がない」、「収入について条件の合う仕事がない」と回答した者もそれぞれ5%程度いる。雇用ミスマッチに分類されるこの3つのカテゴリーのいずれかを無職の理由として挙げた貧困専業主婦は、全体の約半数に上る。

(5) 属性の比較

表5では、ふたり親世帯のうち、夫の等価税込年収が貧困線(PL)以下¹⁸のグループ(「貧困層の専業主婦」と、妻が無業でも世帯年収は中位値以上(夫の年収 \geq 2PL)のグループ(「ゆとり層の専業主婦」)、および妻が有業のグループ(「有業主婦」)について、主な変数の平均値が示されている。なお、本研究の主な対象は、貧困層の専業主婦世帯であるが、従来型の経済的なゆとりのある専業主婦世帯との比較を行いながら以下の分析を進めていく。

まず、妻の市場賃金 w を代理する一連の指標のうち、社会経験年数と初職正社員の割合については、貧困層とゆとり層の専業主婦の間には大きな傾向の違いはない。有業主婦のグループに比べて、貧困層とゆとり層専業主婦のいずれのグループも、社会経験年数が短く(11年 vs. 21年)、初職の正社員比率が低く(65-81% vs. 87%)になっている。しかし、他の w 代理指標(学歴、専門資格、うつ傾向)については、ゆとり層の専業主婦グループは、貧困層の専業主婦グループよりは明らかに優れており、有業主婦グループに比べてもやや勝っている。例えば、最終学歴が中学校・高校卒の割合でみると、ゆとり層の専業主婦は30.2%でもっとも低く、有業主婦は40.3%、貧困層の専業主婦は60.9%となっている。また、専門資格(除く自動車免許)保有率についても、ゆとり層の専業主婦は63.8%であるのに対して、有業主婦と貧困層の専業主婦はそれぞれ55.6%と32.6%に止まっている。言いかえれば、貧困層の専業主婦グループは、あらゆる指標においても、低い市場賃金に直面しており、本人の所得獲得能力はあまり高くないが、ゆとり層の専業主婦グループの場合、学歴等多くの指標において数値が優れており、所得獲得能力が比較的高いと考えられる。

¹⁷残念ながら、アンケート調査からは、どちらのケースが多いかについて識別できる情報がない。

¹⁸夫の収入は、税込年収ベースでしか把握できないため、JILPT(2012)と同じく、等価税込所得ベースの貧困線(148.5万円、名目値)を用いることにした。

表5 基礎統計量

	貧困層の 専業主婦 (夫の収入<PL)	ゆとり層の 専業主婦 (夫の収入≥2PL)	有業主婦	全体
(母親の市場賃金wの代理変数)				
最終学歴：中学校・高校	60.9%	30.2%	40.3%	39.8%
短大・高専など	32.6%	43.0%	41.0%	41.0%
大学・大学院	6.5%	26.8%	18.7%	19.2%
社会経験年数	10.8	10.9	21.3	17.3
年齢(歳)	35.6	38.9	40.8	39.5
年齢階級：20-29歳	21.7%	4.7%	3.2%	5.8%
30-34歳	19.6%	20.8%	14.8%	17.9%
35-39歳	32.6%	26.8%	22.5%	25.5%
40-49歳	21.7%	45.6%	51.9%	45.0%
50-64歳	4.3%	2.0%	7.6%	5.7%
初職正社員	65.2%	81.2%	86.7%	83.1%
専門資格の保有：なし/無回答	28.3%	16.1%	25.7%	22.9%
自動車免許のみ	39.1%	20.1%	18.7%	21.0%
その他の専門資格	13.0%	40.3%	25.9%	28.6%
医療福祉関係の資格	17.4%	19.5%	20.0%	19.9%
(准)看護師の資格	2.2%	4.0%	9.7%	7.6%
健康状態が(あまり)良くない	15.2%	8.7%	6.1%	7.8%
うつ傾向	13.0%	3.4%	7.2%	6.4%
(家事生産性fの代理変数)				
末子の年齢:12~17歳	6.5%	14.8%	37.5%	28.1%
6~11歳	30.4%	27.5%	32.6%	30.4%
3~5歳	13.0%	23.5%	15.5%	16.9%
0~2歳	50.0%	34.2%	14.5%	24.6%
子ども数	2.3	1.9	2.1	2.1
(支配可能な時間数Hの代理変数)				
親から世話的援助あり	41.3%	20.8%	34.8%	33.4%
(夫の収入Rの代理変数)				
夫の収入(万円、税込み)	210.8	871.5	461.3	511.7
自分または親族の持家に居住	63.0%	70.5%	79.5%	75.7%
(居住地の保育所不足状況)				
居住市区町村の待機児童数：50人未満	69.6%	54.4%	71.4%	68.3%
50人~200人未満	8.7%	18.1%	12.8%	13.7%
200人~400人未満	6.5%	9.4%	5.0%	5.4%
400人以上	15.2%	18.1%	10.8%	12.6%
人口規模：東京都区部・政令指定都市	19.6%	36.9%	21.7%	24.4%
人口20万人以上の市	28.3%	23.5%	23.9%	23.9%
人口10万~20万人未満の市	19.6%	19.5%	19.0%	19.4%
人口10万人未満の市	19.6%	12.8%	25.2%	22.2%
町村	13.0%	7.4%	10.3%	10.1%
N	46	149	595	944

出所：JILPT「子育て世帯全国調査2011」により筆者が作成。

注：(1)表6の推定に用いた標本についての平均値である。

(2)PLとは、等価税込所得ベースでの貧困線(148.5万円、名目値)である。

(3)待機児童数は、厚生労働省が公表した2011年4月1日現在の数値である。

次に、家事生産性 f の代理指標で、妻における留保賃金（または家庭での時間的価値）を大きく左右する末子の年齢と子ども数についてみると、第3節の理論モデルの予想通りの結果となっている。有業主婦と比較すると、貧困層の専業主婦は、3歳未満の乳幼児または6歳未満の未就学児童を育てている割合が顕著に高く、その平均子ども数もやや多くなっている。有業主婦の場合、未就学児を抱えている者は3割程度で、3歳未満の乳幼児のいる割合も14.5%しかないが、貧困層の専業主婦の半数（50.0%）は3歳未満の乳幼児を育てており、3～5歳児童のいる者と合わせると、貧困層の専業主婦の約6割（63.0%）は未就学児を抱えている。一方、ゆとり層の専業主婦は、未就学児を抱える割合（57.7%）は貧困層の専業主婦と大きく変わらないが、末子が3歳未満の割合（34.2%）はやや低い。

最後に、不本意ながら貧困専業主婦になる原因と考えられる居住地の保育所不足状況をみると、有業主婦に比べて、貧困層とゆとり層の専業主婦はいずれも待機児童数の多い（200人～400人未満または400人以上の）市区町村に住んでいる割合が高いことが分かる。また、大都市の待機児童問題が比較的深刻といわれている中、貧困層の専業主婦は、人口20万人以上の市（除く東京都区部と政令指定都市）に住んでいる割合（28.3%）がやや高くなっている。一方、ゆとり層の専業主婦は、東京都区部と政令指定都市に住んでいる割合が高い（36.9%）。

6 推定結果¹⁹

表6は、妻の就業確率に関する回帰分析の結果である。そのうち、Case(1)は、夫の収入が貧困線以下（低収入夫）の妻に限定して推定した結果である。一方、Case(2)は、妻全体を推定対象として、「低収入夫」とその他の要素との交差項を説明変数に加えることで、それぞれの要素の効果が二つのグループ間（低収入夫を持つ妻 vs. 非低収入夫を持つ妻）にどう異なるかをみたものである。

（1）夫が同じく低収入であれば、妻の就業確率は何に影響されるのか

「低収入夫を持つ妻」を対象とした推定結果（Case 1）では、理論の予想通り、低い市場賃金に直面している人や、幼い子どもがいる人ほど、就業確率が低くなっている。また、保育所の待機児童数が多い（200人～400人未満または400人以上の）市区町村に住んでいる者も、就業確率が低い。

まず、妻の市場賃金 w を決める諸要因（学歴、社会経験年数、初職正社員、専門資格の保有）は、妻の就業確率に顕著な影響を与えていることが分かる。具体的には、中学校・高校卒に比べ、最終学歴が短大・高専または大学（院）の場合、妻の就業確率はそれぞれ26.6%ポイント、49.6%ポイント高い。また、専門資格を持っていない者と比較して、（准）看護師の資格またはその他医療福祉関係の専門資格を持つ者の就業確率はそれぞれ24.5%ポイント、

¹⁹ 自営業・自営業の手伝い・個人業務請負・内職のサンプル（N=68）を除いた推定も行ったが（結果省略、必要に応じて開示可能）、主要な結果は変わらなかった。

9.9%ポイント高い。さらに、学校卒業後の初職が正社員である場合は、そうではない場合より、妻の就業確率が12.9%ポイント高い。言い換えれば、夫が低収入にもかかわらず、無業状態である妻の多くは、低学歴、社会経験の乏しさ、専門資格の欠如等の理由で、比較的低い市場賃金に直面していることが分かる。

次に、妻の留保賃金（または「家庭での時間的価値」）の代理変数である末子の年齢も理論の予測通りの符号で、統計的に有意となっている。末子の年齢が3歳未満の場合、妻の就業確率は43.0%ポイント低下し、末子の年齢が6～11歳の場合、妻の就業確率が47.6%ポイント低下することが分かる。一方、子ども数は、予想に反して妻の就業確率に正の影響を与えている。そして、親から世話的援助をもらっている場合、妻の就業確率が18.3%ポイント高くなっている。仮説予想の通り、親からの世話的援助は、妻の就労可能性を広げている。

最後に、居住地における保育所不足も、低収入夫を持つ妻の就業確率に有意な影響を与えているようである。具体的には、保育所不足が深刻ではない（待機児童数50人未満）市区町村に住んでいる者に比べて、待機児童数が200人～400人未満の市区町村²⁰または待機児童が400人以上の市区町村²¹に住む者は、就業率がそれぞれ19.8%ポイント、19.0%ポイント低い。この推定結果は、「認可保育所の不足が外部要因として、不本意ながらの貧困専業主婦状態を誘発している」という仮説と整合的である。

²⁰待機児童数が200人～400人未満の調査地点は、以下の15カ所（待機児童数の多い順）である：広島市西区・佐伯区、静岡県沼津市・島田市・牧之原市・駿東郡清水町、福岡県久留米市・糸島市・中間市・嘉穂郡桂川町、宮城県柴田郡柴田町、千葉市中央区、大阪市西区・旭区・淀川区。ただし、待機児童数は、2011年4月1日現在の公表値（厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ（平成23年4月1日）資料5」）を用いている。

²¹そのうち、待機児童数が800人以上となっているのは、名古屋市、横浜市、札幌市と川崎市の4市である。また、待機児童数が400人～800人未満となっているのは、以下の11市区町村である（人数の多い順）：福岡市、世田谷区、練馬区、仙台市、那覇市、足立区、神戸市、八王子市、相模原市、町田市、堺市。※下線の引いている市区町村が、「子育て世帯全国調査2011」の調査地点に含まれている。

表6 妻の就業確率に関する推定結果 (logit モデル)

説明変数	Case1)低収入夫を持つ妻			Case2)全体		
	dy/dx	Std. Err.		dy/dx	Std. Err.	
低収入夫 (1 if 夫の収入が貧困線以下)				-1.0535	0.5382	**
最終学歴 ^a : 短大・高専など	0.2658	0.0936	***	0.0890	0.0243	***
大学・大学院	0.4955	0.1517	***	0.2688	0.0309	***
社会経験年数	0.1033	0.0257	***	0.0540	0.0036	***
年齢階級 ^b : 30-34歳	-0.2075	0.1234	*	-0.2034	0.0427	***
35-39歳	-0.7625	0.2289	***	-0.4450	0.0521	***
40-49歳	-1.2610	0.3241	***	-0.7154	0.0673	***
50-64歳	-2.5981	0.6787	***	-1.1131	0.1044	***
初職正社員	0.1288	0.0538	**	0.0667	0.0265	***
専門資格の保有 ^c : 自動車免許のみ	0.0502	0.0588		-0.0137	0.0332	
その他の専門資格	0.4169	0.1165	***	-0.0414	0.0288	+
医療福祉関係の資格	0.0986	0.0689	+	-0.0285	0.0303	
(准)看護師の資格	0.2452	0.1085	**	0.0146	0.0431	
健康状態が (あまり) 良くない	0.2463	0.1211	**	-0.0565	0.0347	*
うつ傾向	-0.0429	0.0639		0.0376	0.0514	
末子の年齢 ^d :6~11歳	-0.4762	0.1795	***	0.0366	0.0309	
3~5歳	-0.1704	0.1335	+	0.0406	0.0389	
0~2歳	-0.4296	0.1604	***	-0.0438	0.0388	
子ども数	0.0664	0.0281	**	0.0218	0.0140	+
親から世話的援助あり	0.1828	0.0716	***	-0.0100	0.0218	
夫の収入 (万円、税込み)	-0.0002	0.0002		-0.0003	0.0000	***
自分または親族の持家に居住	0.0816	0.0531	+	0.0290	0.0228	+
居住地の待機児童数 ^e :50人~200人未満	-0.0212	0.1039		-0.0313	0.0305	
200人~400人未満	-0.1975	0.1340	+	0.0491	0.0453	
400人以上	-0.1902	0.1085	*	-0.0035	0.0395	
居住地の人口規模 ^f :人口20万人以上の市	-0.0999	0.0971		0.0124	0.0318	
人口10万~20万人未満の市	-0.0588	0.1140		0.0076	0.0372	
人口10万人未満の市	0.0202	0.1158		0.0212	0.0362	
町村	-0.0774	0.1248		0.0502	0.0450	
最終学歴 ^a : 短大・高専など	×低収入夫			0.2914	0.1516	**
大学・大学院	×低収入夫			0.4404	0.2558	**
社会経験年数	×低収入夫			0.0938	0.0460	**
年齢階級 ^b : 30-34歳	×低収入夫			-0.0936	0.1918	
35-39歳	×低収入夫			-0.6463	0.3891	*
40-49歳	×低収入夫			-1.0895	0.5794	*
50-64歳	×低収入夫			-2.6057	1.1951	**
初職正社員	×低収入夫			0.1177	0.0886	+
専門資格の保有 ^c : 自動車免許のみ	×低収入夫			0.0856	0.0909	
その他の専門資格	×低収入夫			0.6382	0.2007	***
医療福祉関係の資格	×低収入夫			0.1696	0.1066	+
(准)看護師の資格	×低収入夫			0.3363	0.1729	**
健康状態が (あまり) 良くない	×低収入夫			0.4090	0.1847	**
うつ傾向	×低収入夫			-0.0990	0.1055	
末子の年齢 ^d :6~11歳	×低収入夫			-0.7182	0.2844	***
3~5歳	×低収入夫			-0.2845	0.1989	+
0~2歳	×低収入夫			-0.5711	0.2593	**
子ども数	×低収入夫			0.0732	0.0461	+
親から世話的援助あり	×低収入夫			0.2717	0.1149	**
夫の収入 (万円、税込み)	×低収入夫			-0.0001	0.0003	
自分または親族の持家に居住	×低収入夫			0.0877	0.0826	
居住地の待機児童数 ^e :50人~200人未満	×低収入夫			0.0010	0.1517	
200人~400人未満	×低収入夫			-0.3318	0.2027	*
400人以上	×低収入夫			-0.2687	0.1670	+
居住地の人口規模 ^f :人口20万人以上の市	×低収入夫			-0.1554	0.1449	
人口10万~20万人未満の市	×低収入夫			-0.0917	0.1679	
人口10万人未満の市	×低収入夫			0.0078	0.1698	
町村	×低収入夫			-0.1609	0.1846	
N	184			944		
Wald Chi2	150.9	***		816.5	***	
対数尤度 (擬似R2)	-28.0	(0.7290)		-213.7	(0.6564)	

- 注：(1)各個人ごとの限界効果の平均値が報告されている。括弧の中の数値はその標準誤差であり、デルタ・メソッド (Delta Method) によって算出されている。
- (2) 基準値 a 中学校・高校 b 30歳未満 c 資格なし/無回答 d 12～17歳
e 50人未満 f 東京都区部/政令指定都市
- (3) *** P 値<0.01, **P 値<0.05, *P 値<0.1 (両側検定) †P 値<0.1 (片側検定)

(2) 低収入夫を持つ妻の就業行動はどこが違うのか

Case2 は、低収入夫ダミーとその他の説明変数の交差項をモデルに投入したものである。交差項を用いた理由は、学歴、子どもの年齢、保育所の不足等の要因が就業確率に与える影響について、低収入夫の妻とそれ以外の妻との間の違いをみるためである²²。

妻全体でも、学歴、社会経験年数、初職正社員等、市場賃金 w を決める諸要因は就業確率にプラスの影響を及ぼしているが、低収入夫の妻の場合、学歴、社会経験年数および専門資格の限界効果がより大きいことが分かる。例えば、「(准) 看護師資格×低収入夫」の限界効果は 0.3363 となっており、(准) 看護師資格の保有における就業確率を高める効果は、低収入夫の妻の場合に 33.6%ポイントも高いと解釈できる。言い換えれば、低収入の夫を持つ妻の就業行動は、市場賃金により敏感に反応していることになる。一方、「健康不良」の限界効果は負で有意であるが、「健康不良×低収入夫」の限界効果は、0.4090 となっている。これは、妻全体では健康不良と感じている者ほど、就業する確率が低いが、低収入夫の妻の場合、健康不良でも働きに出る確率が 40.9%ポイント高いことを示唆する結果である。

そして、妻全体においても末子の年齢が 3 歳未満であれば、就業確率は低くなっているが、低収入夫の妻の場合、乳幼児の存在による就業抑制効果が一層強い。「末子が 0～2 歳×低収入夫」の限界効果は-0.5711 となっており、乳幼児がいることによる就業抑制効果は、低収入夫の妻の場合に 57.1%ポイントも高いことが分かる。

さらに、「親から世話的援助あり×低収入夫」の限界効果は、0.2717 となっている。(妻または夫の) 親が月 2 回以上子どもの世話をしてくれることにおける妻の就業促進効果が、低収入夫の妻の場合には 27.2%ポイント高いと見られる。

最後に、「居住地の待機児童数 200 人～400 人未満×低収入夫」と「居住地の待機児童数 400 人以上×低収入夫」の限界効果は、それぞれ-0.3318 と-0.2687 となっている。保育所の不足が深刻な地域に住むことにおける妻の就業抑制効果は、低収入夫の妻の場合には 26.9%～33.2%ポイント高いことが分かる。

7 終わりに

かつて、裕福さの象徴と思われていた日本の専業主婦世帯は、近年その中身が大きく変容しつつある。総務省統計局「家計調査 2013」によれば、標準的な 4 人世帯 (夫婦と子 2 人) の場合、専業主婦世帯の可処分所得は、夫婦共働き世帯より 13%も低い。専業主婦世帯の中

²²Logit や probit 等の非線形モデルの場合、各説明変数の限界効果は、全ての説明変数とその係数推定値の非線形関数である (Ai and Norton 2003, Karaca-Mandic, *et al.* 2012)。本稿では、統計ソフト Stata (Version 11) の margins というコマンドでその限界効果を計算している。

に低収入層が増えたことで、両グループ間の経済格差が1990年代以降に大幅に拡大したとみられる。

2011年にJILPTが行った「子育て世帯全国調査」を用いた本稿の再集計によれば、日本の専業主婦世帯の12.1%は、等価可処分所得が125万円未満の貧困層である。子どもの貧困率が高止まりしている中（阿部 2008）、ひとり親世帯の貧困だけではなく、専業主婦世帯の貧困も新たな社会問題として浮上している姿が伺える。貧困層の専業主婦世帯のほとんどは、食料や衣料等生活必需品の不足はそれほど深刻ではないものの、「子どもの学習塾」など教育投資の負担感が強く、経済的な理由で子どもを通塾させられない家庭が多いことが調査から分かった。

さらに、本稿はJILPT調査の個票データを用いて、夫の収入が貧困線以下（低収入）にもかかわらず、妻が専業主婦でいる要因を分析している。回帰分析の結果、貧困専業主婦でいるのは、本人が直面している市場賃金が低く、子どもの年齢が低いため留保賃金（または家庭での時間的価値）が相対的に高いことに起因するものである。一方、保育所の不足等の外部要因も一因となっていることがわかった。

夫が低収入ではない妻に比べて、低収入の夫を持つ妻の就業行動は、自分の市場賃金（学歴、社会経験年数、専門資格等）により敏感に反応しており、健康不良の状態であっても働きに出る確率が高い。また、3歳未満の乳幼児がいることによる就業抑制効果は、低収入夫の妻の場合に57.1%ポイントも高い。親による世話的援助は、妻の就業を促進しており、その効果は、低収入夫の妻の場合にとくに顕著である。さらに、保育所待機児童数が200人以上の地域に住むことによる妻の就業抑制効果は、低収入夫の妻の場合は26.9%~33.2%ポイント高いことが分かった。

調査では、約9割の貧困専業主婦は遅かれ早かれ働きたいと考えている。本当は働きたいのにやむなく専業主婦でいる女性が非常に多いことから、彼女らが働けるようにその就業障壁の除去がいま求められている。低収入家庭の妻の就業行動は、自分の市場賃金、保育所の不足状況および親による世話的援助の有無により敏感に反応していることから、無料職業訓練の提供、専門資格取得への支援、保育所への優先的入所、親との同居または近居を支援する政策は、彼女たちの就労促進につながるであろう。また、貧困専業主婦の約半数は、3歳未満の児童を抱えていることから、保育待機児童がとくに多い0-2歳児向けの保育サービスを拡充させること²³が必要不可欠と考えられる。さらに、貧困ながらも専業主婦でいる子育て女性は相当数でいるという現状を踏まえ、子どものウェルビーイングを守るという視点から、児童手当の低所得家庭加算など所得支援策の拡充も今後望まれる。

最後に本研究の留意点について述べておきたい。本研究は、1時点の横断面データを用いて、専業主婦世帯の貧困問題を静的な視点から分析している。今後は、「貧困専業主婦世帯」について、ライフステージの変化という動的な視点を含めた検討も必要である。まず、同一

²³ 財源不足下で認可保育所を拡充させる方策について、鈴木(2012)の分析が参考になる。また、名古屋市と横浜市のように、認可保育所以外の手立てを活用して、「待機児童」の解消に成功した事例も参考になる。

世帯を追跡調査して、貧困専業主婦状態にいるのは、子どもが幼い時期の一過性的なものなのか、子どもの学齢期まで持続するものなのかを明らかにする必要がある。次に、特定のライフステージにおける貧困専業主婦状態が老後貯蓄や子どもの教育費支出に与える中長期的影響を検証することも重要である²⁴。こうしたダイナミックな視点から専業主婦世帯の貧困の様相を解明していくことで、よりの確な政策インプリケーションの提示につながるものと期待される。

²⁴ 子どもが幼い時期こそが、老後資金や教育資金の「貯め時期」との見方もある。一般的に、子どもが未就学期の教育費はもっとも安く、小学校高学年での中学校受験から、中学校での高校受験、高校での大学受験にむけ、塾代や学費は子どもの学年の上昇とともに急速に上がっていく（内閣府「インターネットによる子育て費用に関する調査 2009」）。そのため、教育費出費の少ない（子どもの）未就学期に、将来の教育資金に回すための妻の収入があるかないかが重要になってくる。

参考文献

- 阿部彩(2008)『子どもの貧困—日本の不平等を考える』岩波新書
- 池田心豪(2010)『女性の働き方と出産・育児期の就業継続—就業継続プロセスの支援と就業継続意欲を高める職場づくりの課題—』JILPT 労働政策研究報告書 No.122
- 大沢真知子(1993)『経済変化と女子労働』日本経済評論社、pp.36-39
- 大竹文雄(2001)『雇用問題を考える』大阪大学出版会
- 小原美紀(2001)「専業主婦は裕福な家庭の象徴か？妻の就業と所得不平等に税制が与える影響」『日本労働研究雑誌』8月号、pp.15-29
- 鈴木亘(2012)「財源不足下でも待機児童解消と弱者支援が両立可能な保育制度改革～制度設計とマイクロ・シミュレーション」『経済論集（学習院大学）』、48巻第4号
- 橋木俊詔・迫田さやか(2013)『夫婦格差社会—二極化する結婚のかたち』中央公論新社
- 橋本由紀・宮川修子(2008)「なぜ大都市圏の女性労働力率は低いのか—現状と課題の再検討—」 *RIETI Discussion Paper Series* 08-J-043
- JILPT(2012)『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査』JILPT 調査シリーズ No.95
- Ai, C. and E. Norton (2003) “Interaction Terms in Logit and Probit Models”, *Economics Letters*, 80(1), 123-129
- Cahuc, P. and A. Zylberberg (2001) *Labor Economics*, The MIT Press, Cambridge, England, pp.14-19
- Karaca-Mandic, P., E. Norton and B. Down(2012) “Interaction Terms in Nonlinear Models”, *Health Services Research*, 47(1),255-274
- Raymo, J. and M. Iwasawa(2005) “Marriage market mismatches in Japan: An alternative view of the relationship between women’s education and marriage”, *American Sociological Review* 70 (5), 801-822
- Raymo, J. and Y. Zhou(2012) “Living Arrangements and the Well-being of Single Mothers in Japan”, *Population Research and Policy Review*, Vol.31(5),727-749